

平成28年6月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成28年6月28日(火) 午前8時54分～11時30分まで
出席委員	(11人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：関谷幸市 6番：山田秋吉 7番：田中俊二 8番：堀田計一 10番：後藤ミホ 11番：西和浩 12番：久保一美 13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
欠席委員	(1人) 5番：押川和夫
出席職員	事務局長：押川道彦 専門監：三隅秀俊 主事：濱砂裕紀
会議録署名委員	6番：山田秋吉 7番：田中俊二
議事日程	平成28年6月28日(火) 1日間
報告	(1) 6月の行事報告について (2) 農地転用調査報告(5条 3件) (3) 農家相談日結果報告について(1件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について(2件) ② 転用許可を要しない農地転用届出書(2a未満の農業用施設)(1件) ③ 農地相談員の活動について ④ その他
会議事件	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第28号 農用地利用集積計画(所有権設定)について
議長(会長) 鎌田勝敏	ただ今から平成28年6月期の総会を開会いたします。 本日の本会議の出席委員は12名中11名が出席ですので、総会は成立しています。 まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、6番：山田秋吉委員と7番：田中俊二委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。まず、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の9ページをお願いします。</p> <p>議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてです。</p> <p>先月、5月期の総会で上程する予定でしたが、役員の不慮の事故により農地所有適格化法人の要件を満たさなくなったため取下げられた案件です。今回要件を満たされたとのことでの申請となっています。</p> <p>受付番号16番 譲渡人 K・Y 譲受人 OF株式会社 土地表示 大字椎木字牧ノ内 地番〇〇番 地目 畑 地積 1,269 m² 他1筆 合計畑2筆 合計 9,469 m² 移動区分 賃貸借 借賃料 全部で 80,000 円</p> <p>経営状況 労働力5人 経営面積0 m² 家畜 経産和牛肥育ほか328頭 移動の理由 規模拡大 担当委員は2番工藤委員です。資料につきましては10ページから16ページに添付してあります。以上です。</p> <p>詳細につきましては担当が説明します。</p>
<p>(事務局) 濱砂主事</p>	<p>農地所有適格法人ですが、こちらの要件につきまして総会資料の11ページに添付しています。今回申請のあったOF株式会社が要件を満たしているかどうかということで、要件確認の結果を12ページに添付しています。主に4つの要件があります。順に説明します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人形態について、株式会社か農事組合法人のどちらかでないといけません。OF株式会社は「株式会社」であります。 2 事業案件について売上高の過半が農業収入でなければなりません。新規に立ち上げられた会社ですので実績はありませんが、定款を見見ると全てが農業関連の事業となっています。 3 構成員の議決権の要件ですが、常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が総議決権の2分の1以上とありますが、100票のうち51票を常時従事者が有しており要件を満たしています。 4 役員要件ですが、役員または重要な使用人（農業長等）のうち1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）とありますが、5人中3人が該当し要件を満たしています。 <p>以上、OF株式会社につきましては、農地所有適格法人の要件を満たしており、農地の賃借・保有は可能な会社であります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当の工藤委員から説明をお願い致します。</p>
<p>(2番) 工藤 久美子</p>	<p>〇〇株式会社から農業部門をOF株式会社に移行したという事で4月に発足した会社です。農地所有適格化法人の要件を満たしています。譲渡人であるK・Yさんは高齢で体調不良のため耕作困難との事で貸付をされたいとのことです。貸付人は借受人の関連会社役員の方と親戚になるとのことです。以上です。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは質疑に入ります。議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の承認につきまして、質疑のある方は、受付番号を言ってから質疑をお願い致します。
(12番) 久保 一美	飼料部門については〇〇株式会社がそのまま継続し、畑等の部門は譲受人であるOF株式会社が経営されるのでしょうか。
(2番) 工藤 久美子	先日地区で、OF株式会社の説明があり、〇〇株式会社は肉の販売の方へまわって、農業部門は全てOF株式会社へ移行するという事でした。飼料部門等の詳細は承知していません。
(事務局) 専門監	定款でOF株式会社の事業の目的が記載されています。農畜産物の生産・加工・販売、貯蔵・運搬、飼料の製造・販売、農作業の受委託、前号に付帯関連する一切の業務。〇〇株式会社から独立して新たな会社を立ち上げられたとの事です。飼料部門につきましては、OF株式会社に移行されるものと思います。
(12番) 久保 一美	もう一つよろしいですか。飼料の関係で産廃の許可は取られているのでしょうか。関連会社は何社か有るようなので、一緒に許可を取っているのかもしれませんが、こちらの会社に許可があるのかと思い、質問致しました。
(事務局) 専門監	定款には産廃の許可の有無の記載はございません。
議長（会長） 鎌田 勝敏	質疑の内容としましては、今回の案件の承認の可否について関係のない事だと認識致しますが、そのあたりの事も精査していく事は重要だと思います。
議長（会長） 鎌田 勝敏	他に質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の承認につきまして、受付番号16の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成との事でありますので議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について受付番号16番は承認可決とさせていただきます。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
(事務局) 事務局長	それでは、総会資料の17ページをお願い致します。受付番号6番 譲渡人N・H 譲受人O・K、O・M夫妻 土地表示 大字椎木 字池田 地番〇〇番 地目 田 地積325㎡ 移動区分 売買 転用目的 一般個人住宅 施設概要 木造瓦葺平屋建(140.79㎡)・カーポート(48㎡) 担当委員は10番後藤委員です。資料につきましては、18～25ページに添付しております。 つづきまして受付番号7番 譲渡人K・N 譲受人I・H 土地表示 大字

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>高城 字田神 地番〇〇番 地目 畑 地積 82 m² 移動区分 売買 転用目的 家庭排水用地 施設概要 排水路 (VP 管φ100 地下 50 cm) 担当委員は 14 番澁谷委員です。この案件は追認となっております。資料につきましては、26～31 ページに添付しております。</p> <p>受付番号 8 譲渡人 N・H 譲受人 有限会社 MK 土地表示大字 椎木 字 池田 地番 〇〇番 地目 田 移動区分 売買 転用目的 建売住宅 施設概要 木造平屋 (77.01 m²) 担当委員は 10 番後藤委員です。資料につきましては 32～42 ページに添付してあります。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>写真説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 濱砂 主事</p>	<p>プロジェクターを使用し写真説明</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号 6 番と 8 番につきまして、担当委員の 10 番後藤委員から説明をお願い致します。</p>
<p>(10 番) 後藤 ミホ</p>	<p>受付番号 6 番につきまして、申請地は譲渡人 N・H さんの土地で、周辺の土地は A さんが建売住宅を建てられ住宅地に囲まれた水田となっています。N・H さんとはご高齢で耕作が出来ず困っておられました。息子さんと相談された結果、農地を転用して譲受人の O・K さんが一般個人住宅を建てられるという事になり、今回の申請となっております。</p> <p>受付番号 8 番につきまして、譲受人 (有) M さんが建売住宅を建てるとのことで申請が挙がっております。申請地につきまして受付番号 6 番と隣接する農地で所有者も同 N・H さんと同じです。申請理由も同じです。以上です。よろしくお願い致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号 7 番につきまして、担当の 14 番澁谷委員に説明をお願い致します。</p>
<p>(14 番) 澁谷 浩一</p>	<p>以前から浄化槽の排水のため VP 管 (VP 管φ100) を 50 cm 下に入れて排水をされていましたが、農地としては使える状態でした。今回、後々のトラブルにならないように排水路敷としての許可が欲しいとのことで追認の申請が挙がっています。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。一括して質疑を受付けたいと思います。受付番号6番、7番、8番につきまして質疑がある方は受付番号を言ってから質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、採決に移ります。議案27号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号6番、7番、8番につきましてお諮りしたいと思います。この申請につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号6番、7番、8番につきましては許可相当として県知事に意見書を添えて進達します。なお、申請地はいずれも第2種農地であり30a未満の農地ですので農業委員会ネットワーク機構の意見は求めないこととします</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第28号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の43ページをお願い致します。</p> <p>整理番号1 受付番号16 移動区分 売買 譲受人E・M 譲渡人 宮崎県農業振興公社 土地表示 大字椎木 字 新古場 地番〇〇番 地目 畑 地積4,486㎡ 他畑2筆 合計 3筆 7,400㎡ 利用目的 露地野菜 売買 価格 支払方法 全部で3,213,000円 口座払いとなっております。移転時期 支払時期 引渡時期 すべて2016年8月30日です。担当委員は2番工藤委員です。農地中間管理機構が行う特例事業となっております。場所につきましては44ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>こちらは特例事業でありますので担当委員からの説明は省略させていただきます。それでは、質疑に入ります。議案第28号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第28号 農用地利用集積計画（所有権移転）について この申請につきまして原案どおり賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、承認可決とさせていただきます。</p> <p>以上で、本会議を終了致します。</p>

<p>協 議 会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 7月の行事予定について 2 農地利用状況調査の実施について（7/1～8/31まで） 3 泥谷久光氏 叙勲祝賀会について 4 公益社団法人 宮崎県農業振興公社から農地中間管理事業についての説明 2 その他
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成28年6月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>